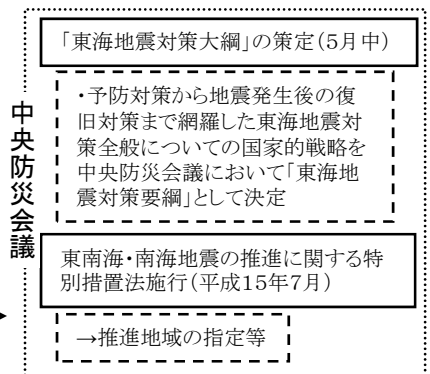
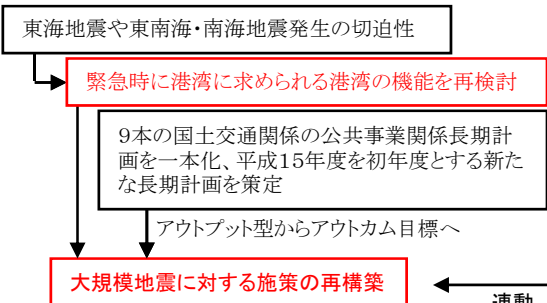
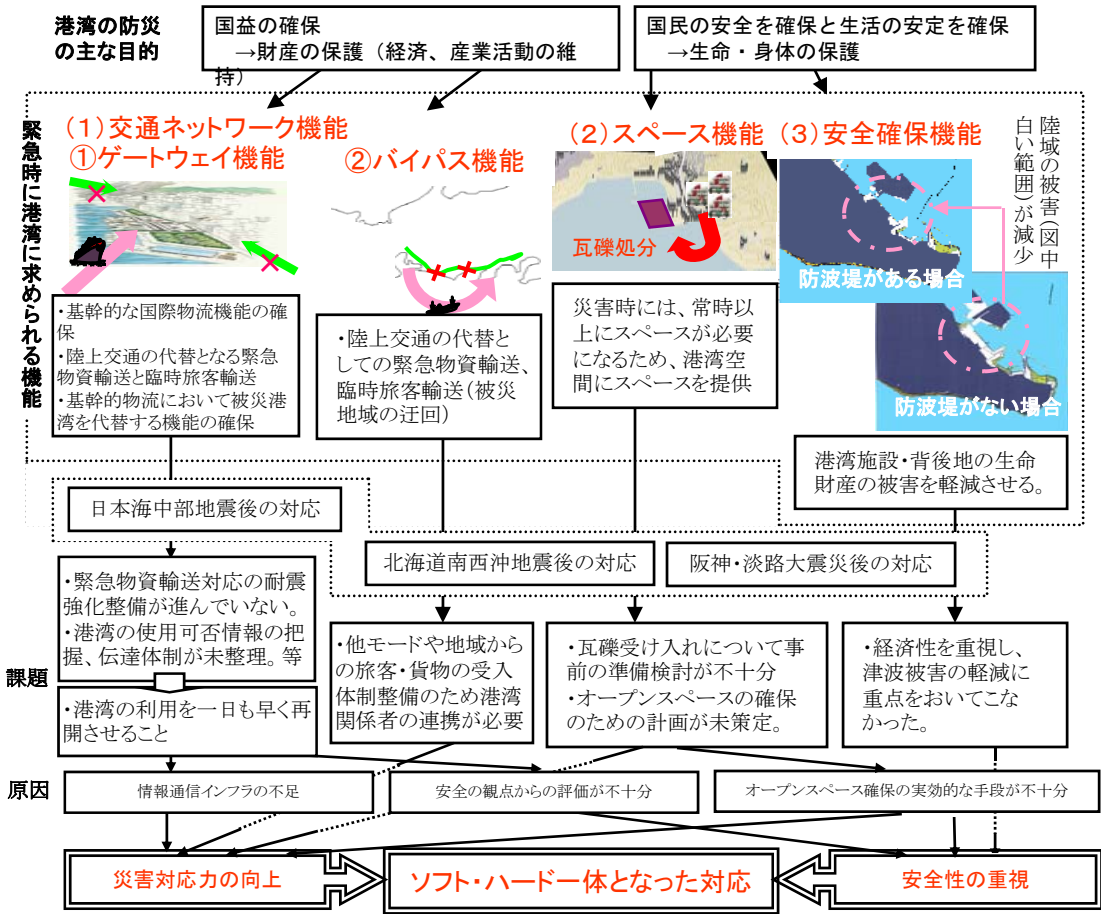


港湾の防災に関する施策(概要)について

1. 背景



2. 緊急時に求められる港湾の機能と必要な施策



3. 必要な施策案

目標 緊急時に港湾が果たすべき機能を早期に発現し、かつ効果的に発揮させるためにソフト・ハード一体となった対策を行う。

I 港湾機能の早期発現

基本方針：港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(国土交通大臣告示)

- ① 港湾機能の早期発現のための情報収集・伝達の迅速化
 - (a) 国、地方自治体の防災関係機関や港湾関係者間において、情報通信網の整備や平常時からの協力・連携により、災害時の情報収集・伝達の迅速化、情報の共有化を図る。
 - (a-1) 国と港湾管理者は、平素から港湾の利用状況に関する情報共有に努めるとともに、非常時に迅速な情報共有が行えるよう、報告様式の統一化等を図る(災害対策基本法第51条)。
- ② 港湾機能の早期発現のための事前の対応
 - (a) 港湾管理者において災害時に果たすべき港湾機能等を地域防災計画や港湾計画に反映させる。(基本方針の改正、計画基準省令の運用の徹底)
 - (b) 必要に応じ港湾背後の市街地の復興に資する瓦礫処分場を港湾計画にあらかじめ位置づける。(基本方針、計画基準省令の改正)
 - (c) ゲートウェイ機能の確保や国際競争力維持の観点から、耐震強化された国際海上コンテナ対応ターミナルのオペレーションの対応力について検証する。
 - (d) (応急) 復旧工事の優先順位の考え方や国と港湾管理者の協力・連携の在り方をあらかじめ検討しておく等により、国は、防災計画に基づき、非常災害時において港湾管理者の機能を補完するため港湾管理者と協力・連携を行い、迅速な対応を行う。

II 港湾機能の発揮

- ① 交通ネットワーク機能の発揮のため、情報通信網等の活用
 - (a) 既存の情報通信網等を活用し、迅速な情報収集・伝達を行い、物流ネットワークの構築支援を行う。
- ② 交通ネットワーク機能の発揮のため、既存ストックを有効活用
 - (a) 地域の実情に応じた緊急物資対応の耐震強化岸壁の必要数を見直した上で、既存岸壁の改良を行うなど既存ストックの有効活用を図る。
 - (b) 防災の観点から耐震強化岸壁の整備を行うための事業評価等の整備の在り方を再検討する。
 - (c) 緊急輸送網となっている臨港道路の橋梁等の耐震強化を進める。
- ③ スペース機能の発揮
 - (a) 港湾管理者が臨海部防災拠点において民間と協力・連携して港湾を適切に利用できるようなためのガイドライン作成や制度化に向けた検討を行う。
 - (a-1) 区域を設定して非常時に備えた平常時の行為(物件の放置等)を規制、誘導を行う。
 - (a-2) 国や港湾管理者が整備したスペースの他、港湾管理者と民間企業等が協力・連携してオープンスペースを確保する場合の支援を行う。
- ④ 安全確保機能の発揮のため、既存ストックを有効活用
 - (a) 防波堤の機能について、物流機能を波浪等から防護するだけでなく、津波からコンテナ貨物、荷役機械、上屋等を防護する機能を付加する。(基本方針、技術基準改正)